

令和7年度 仙台市・八戸市・鶴岡市の広域連携による周遊促進業務 プロポーザル実施要領

第1 募集事項

1 委託業務名

令和7年度 仙台市・八戸市・鶴岡市の広域連携による周遊促進業務委託

2 事業目的・委託期間・業務内容

別紙「令和7年度 仙台市・八戸市・鶴岡市の広域連携による周遊促進業務委託 仕様書」のとおり

第2 応募資格等

本業務に応募することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす法人又は法人を核にした複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

- (1) 仙台・八戸・鶴岡三市いずれかに本店または支店（支社）、営業所があること。
- (2) 委託事業の目的を的確に遂行するに足る能力を有するものであること。
- (3) 事業実施にあたり必要な人員体制が整っていること又は人員体制を整えることが確実と見込まれること。
- (4) 仙台・八戸・鶴岡三市より指名競争入札に参加する資格を有すると認められた者に対する指名の停止を受けていないこと。
- (5) 地方自治法施行令167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (6) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表に掲げる要件に該当する者でないこと。
- (7) 現在の主たる事業所所在市町村の市町村税の滞納がないこと。

第3 スケジュール

内容	日程（令和7年）
(1) 企画提案募集開始	5月26日（月）
(2) 企画提案書作成等に関する質問受付期限	6月6日（金）正午まで
(3) 企画提案書作成等に関する質問への回答	6月10日（火）（予定）
(4) 企画提案書等の提出期限	6月18日（水）正午まで
(5) 企画提案書の選考（※書面審査）	6月20日（金）
(6) 企画提案書の選考（※プレゼンテーション審査）	6月25日（水）午後（予定）
(7) 企画提案書の選考結果の通知（予定）	6月30日（月）
(8) 発注者と選定事業者との打ち合わせ	7月4日（金）AM（予定）
(9) 契約締結及び業務開始	7月中旬（予定）

※ 書面審査は、提案事業者が多数の場合に実施する。

※ プレゼンテーション審査は、対面（審査委員は一部オンラインでの参加）による実施を予定。

第4 応募手続

1 応募にあたっての質問及び回答

(1) 受付期限

令和7年6月6日（金） 正午まで

(2) 受付方法

- ① 質問項目を質問票（様式第1号）に記載し、電子メールで提出すること。電話、ファクシミリ、持参等は認めない。
- ② 電子メールの題名の最初に、「令和7年度 仙台市・八戸市・鶴岡市の広域連携による周遊促進業務への質問」と明記すること。
- ③ 電子メール送信後、電話で東北連携推進室にメール着信を確認すること。

(3) 提出先

「5 提出先」のとおり。

(4) 回答方法

回答は、以下日程に仙台市・八戸市・鶴岡市ホームページに掲載する。

令和7年6月10日（火）

2 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ① 応募申込書（様式第2号） 1部
- ② 類似業務受注実績（様式第3号） 1部
 - ・官民を問わず、これまで実施した代表的な事業が分かる資料を提出すること。
 - ・過去2年以内に国又は自治体から受注した代表的な事業があれば併せて提出すること。
- ③ 企画提案書 2部
（任意様式。A4版片面印刷。表紙と目次を除き20ページ以内、カラー印刷も可。※見積書含む）
- ④ 会社概要 1部
- ⑤ 市税の滞納がないことの証明書 1部
※ 「市税の滞納がないことの証明書」は各市（仙台市では区役所および総合支所）税務関係の窓口にて申請すること。

(2) 提出期限

令和7年6月18日（水） 正午まで

(3) 提出方法

郵送（書留郵便）または持参。なお、2（1）①～④については電子メールにより電子データも提出すること。いずれも上記提出期限を厳守するよう注意すること。

(4) 提出先

「5 提出先」のとおり。

3 企画提案書の構成について

企画提案書は、以下のとおりとし、考え方や手法について具体的に記載すること。

(1) 表紙

「法人名」「住所」「代表者名」「担当者名（所属、職、氏名）」「連絡先（電話番号及びFAX 番号、メールアドレス）」等
(2) 目次
目次
(3) 与件の整理
事業の趣旨、目的、内容の理解と課題の整理について
(4) 業務の全体計画
① 業務全体の流れ・目的達成のための基本方針（フロー図等を用いて）について
② 業務実施のスケジュールについて
(5) 業務内容別の説明
① 観光物産展の企画・調整・運営 - 会場全体やステージイベントの設えなどの考え方について - 多くの来場者が立ち寄る企画について
② デジタル媒体を活用したスタンプラリーの実施 - コンテンツ選定、テーマ設定等事業効果を高めるための考え方や手法について（選択したテーマの理由など） - 利用するスタンプラリーシステムやその特徴（利用者の分析含む）について
③ モデルコースの作成 コンテンツ候補の収集や選定、取材、記事作成の一連の業務の考え方や手法について（だがどのようにして写真の入手や説明文の作成を行うのか）
④ 周知・広報 - ターゲット設定を意識した周知・広報の考え方（特に WEB/SNS 媒体を活用した情報発信の考え方）について - 設定した目標数値（アウトプット及びアウトカム）について
(6) 事業の実施体制
① 人数や各業務における担当者の役割など、事業の実施体制について
② 本業務と類似の業務実績に関する概要と貴社における評価について
(7) 見積書
① 本業務に対する見積書（消費税及び地方消費税の額を含む）
② 上記（5）業務内容別に区分し、さらに取組みごとに金額を記載すること
※委託業務仕様書のうち、4（1）①～④、⑥（ステージイベント派遣費用以外）、⑦に係る経費については、三市において費用を負担しあう経費である。それ以外の経費については、それぞれが単独で費用を負担する部分があるため、経費を明確に区分して作成すること。
なお、それぞれの上限額（税込み）は以下のとおりである。
○4（1）①～④、⑥（ステージイベント派遣費用以外）、⑦に係る経費：4,500,000 円（各市、1,500,000 円）
○各市単独定額経費（委託業務仕様書 4（1）⑥参照）：仙台市 400,000 円（定額）
鶴岡市 500,000 円（定額）
○それ以外の経費：6,600,000 円（仙台市単独負担）

4 企画提案書作成に関する留意点

- (1) 提案書の作成及び提出等に要する経費は、提出者の負担とする。
- (2) 提出期限後の提出及び再提出は認めない。
- (3) 提案書等に虚偽の記載をした場合は、当該提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載を行ったものに対して指名停止を行うことがある。
- (4) 提出された提案書等は返却しない。
- (5) 提案書等に使用する言語は日本語とする。

5 提出先

〒980-8671 仙台市青葉区国分町 3-7-1 仙台市役所本庁舎 4 階
仙台市文化観光局東北連携推進室 鈴木・佐藤・平山
電話番号 022-214-8496 メールアドレス bun008620@city.sendai.jp

第5 業務委託候補者の選考

1 業務委託候補者の選考方法

仙台市が設置する審査委員会において、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、優れていると判断される事業者を選定して業務委託候補者とする。

なお、提案事業者が多数の場合は、書面審査を実施し、審査委員会に参加する事業者を選定する。

2 審査委員会での企画提案書の選考

(1) 実施日

令和7年6月25日（水） 午後（予定）

(2) 実施会場

仙台市役所本庁舎 5 階 文化観光局第二会議室（仙台市青葉区国分町3-7-1）

(3) 実施方法

- ① 出席者は1提案につき3名以内とする。
- ② 1応募者あたりの説明時間は15分以内とし、説明終了後に審査委員からの質疑応答の時間を設ける。応募者の説明は、仙台市が指示した時刻から順次、個別に行うものとする。
- ③ 事前に提出された書類のみに基づいてプレゼンテーションを行うこと。

3 評価基準及び配点

次の審査項目及び配点（合計100点）により行うものとする。

項 目		配点
目的理解及び 実施体制	- 業務目的を理解しており、目的達成のための基本方針がわかりやすく記載されているか - 実施体制、スケジュール等の業務環境が業務を安定的かつ確実に遂行できるものであるか	20
観光物産展の	会場全体やステージイベントの設えなどの考え方が効果的に魅	20

企画・調整・運営	- 力を伝えるものになってか - より多くの来場者が立ち寄る企画が具体的かつ効果的か	
デジタル媒体を活用したスタンプラリーの実施	- テーマ設定やコンテンツ選定が東北の魅力発信に効果的なものになっているか - 利用するスタンプラリーシステムにおける分析は、アウトカムを測定・評価するにあたり具体的かつ効果的な内容・手法となっているか	20
モデルコースの作成	モデルコース作成の考え方や手法が具体的かつ効果的か	10
周知・広報	- ターゲット設定の考え方及び周知・広報の考え方が効果的なものとなっているか - 設定した目標数値が達成可能なものであり、より良い効果が得られる目標として設定されているか	20
見積額の妥当性	提案内容と見積書の整合性がとれており、合理的なものか	10

4 受託候補者の決定通知

- (1) 審査結果については、全提出者に対して書面にて通知する。
- (2) 非選定理由の開示が必要な場合は、通知日の翌日から7日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に東北連携推進室に書面（様式は任意）で問合せを行うこと。その翌日から10日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に、書面により回答する。

第6 提案上限額

12,000,000円（消費税及び地方消費税含む。）を上限とする。

ただし、本実施要領の第4 3（7）に記載のとおり、経費区分に応じた上限額の設定があるので注意すること。

第7 その他

第5により選定した委託候補者と業務内容について調整し、契約金額を確定した後に委託契約を締結する。

なお、本業務は、仙台市・八戸市・鶴岡市が費用を負担し合い実施するものであり、選定業者は各市とそれぞれ業務委託契約を締結していただきます。

各市との契約額は、以下のとおりです。

【各市との契約額】

		【A】委託業務仕様書のうち、(1)①～④、⑥（ステージイベント派遣費用以外）、⑦に係る経費	【B】各市単独定額経費（税込み）	【C】A及びB以外の経費	契約金額の上限額（税込み）
負担割合	仙台市	1/3	400,000 円（定額）	1/1	8,500,000 円
	八戸市	1/3			1,500,000 円
	鶴岡市	1/3	500,000 円（定額）		2,000,000 円

※ただし、【B】の各市定額経費については、契約時におけるステージイベントの想定等により金額が変更になる可能性があるため留意のこと。